

新十津川町証明書交付窓口キャッシュレス決済導入事業に係る質問及び回答

番号	質問事項	回答
1	<p>機器導入事業者とクレジット事業者2社の共同申請でも大丈夫でしょうか。 ※プロポーザル提案時などに同席など</p>	<p>共同での提案は問題ありません。 ただし、関係する事業者を確認するため、参加表明に係る様式のうち、様式第3号申立書、様式第4号誓約書及び納税証明書につきましては、共同する事業者全ての分を提出いただきますようお願いいたします。 また、企画提案書は1つにまとめていただき、機器類に係る契約の相手先及び内容、指定納付受託業務の相手先及び取扱方法など、機器の導入、事務の継続に係る運用などを提案書に記載願います。</p>
2	<p>(エ)同種または類似業務実績表(様式第5号)がない場合は入札参加出来ませんか。</p>	<p>同種または類似業務の実績は参加資格となります。 共同での受注実績が無い場合も、各事業者において機器導入とキャッシュレス決済の実績を有していれば参加可能となります。 この場合、様式第5号同種または類似業務実績表については、機器導入とキャッシュレス決済を分けて記載してください。 なお、業務の実績については、評価の加点項目となりますので、合わせてご承知おき願います。</p>